

技術を身につけ

仲間をつくり

自分の未来にチャレンジしませんか

※ 12種類の資格取得

令和6年度よりドローン資格を追加しました

※ 寄宿舍完備(三食付き)

※ 無料送迎バスあり

# 第165期青年隊 (令和6年10月生) 生徒募集要項



一般社団法人沖縄産業開発青年協会

〒905-1204 沖縄県国頭郡東村字平良380-1

TEL (0980)43-2118 FAX (0980)43-2505

<http://www.yanbaru-seikyou.jp/>



1

2

3

( 1 )

1 5      4 0

( 2 )

4

( )

( )

5

( )

( )

6

( 1 )

( 1 )

( 2 )

( )

( )

( )



















M+&k K 2 Ç )-#Ø 6ä\$î7÷ ° í f i8@ 9(i >4

<p>M+&amp;k K 2 Ç )-#Ø 6ä\$î7÷ °          #.   6x • ] ^ G Š</p>	<p>0 v ¥</p> <p>¶ i 3</p>
<p>i 8o</p>	<p>Æ</p>
<p>+¬ ( @6x d          î:\G•</p>	
<p>G € r [ b#Ö          q Â Ø † 5 u          •mA\G•</p>	
<p>G € ? }+¬'g          M • S u _ ”          ŠM•% †</p>	
<p>4 u</p>	<p>&gt;/ Û!_X8Z          (1) ]‡^Û![v 8?}©CuAS8          (2) &gt;&amp; &gt;'bÛ!_©CuAS8          (3) QbÛ( )          &gt;0 4 ÛÇX8Z          &gt;&amp;&gt;/&gt;4 Û f &gt;&amp; &gt;'</p>

1  
2  
3

4

5

1  
2

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7

5 2 1 2 3 4 5

- 4 項 無断で外出、外泊した場合は、理由の如何にかかわらず青年協会は、これを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第 6 条 隊員は如何なる場合でも、時間を厳守し動作を機敏にすること。

- 1 項 上記本文に反し遅刻した場合は、職員の判断により処置する。  
2 項 上記条項に反し再三の注意にもかかわらず反省の色がない場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第 7 条 訓練所・宿舎内への持ち込み禁止物は、次のとおりとする。

テレビ、DVD ポータブルプレーヤー、デジタルプレーヤー（耳を塞ぐもの）、マージャン、トランプ、花札（賭博に関するもの）、魔法瓶、ポット類、お菓子などの飲食物、ゲーム機類、クーラー、ヒーター、その他、訓練所での生活に必要なもの。※ 車両持ち込み禁止

- 1 項 上記本文に反した場合は、没収する。  
2 項 上記条項に反しその後改善が見られない場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第 8 条 隊員の訓練所内での服装は、次のとおりとする。

- 1 項 衣類は模様が派手なものは、原則として着用せぬこと。  
2 項 履物は内履き、外履きを区別して使用すること。  
3 項 訓練所内での、サングラスの使用及びピアス・ネックレス・ブレスレット・アンクレット等を禁ずる。  
4 項 朝の規律訓練の際は、トレーニングウェアでランニングシューズを使用すること。  
5 項 実習期間中や、訓練所内での服装は、職員から指示された服装を着用すること。  
6 項 事務所への服装は、第 1 条 3 項の規定を適用する。又、必ず靴を着用すること。  
7 項 上記条項に反しその後改善が見られない場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第 9 条 髪の色染めは禁止とし、パーマ、そり込み、襟足を伸ばす、ヒゲを生やす、その他奇抜な髪形は禁止とする。

第 10 条 宿舎内での個人的談話は他人に、迷惑にならない程度に慎み、消灯後は起床まで非常でない限り点灯しないこと。

第 11 条 その他青年隊員としてふさわしくない行動言動は、慎むこと。

第 12 条 隊員は宿舎内外を問わず喫煙をしてはならない。  
(但し、許可を受けたものは指定された場所のみで許される。)

第 13 条 上記第 9 条、第 10 条、第 11 条に反しその後改善が見られない場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

( 一社) 沖縄産業開発青年協会 理事長 殿

## 助成金申請書

次のとおり助成金を申請します。

申請日

年

月

希望教習種類 (希望する教習の内 1種類を○で囲む)	自動車学校		
フリガナ		生年月日	年 月
氏名	印		
住所			
電話番号			

保護者同意書(申請者が未成年の場合、法定代理人が記載すること。)

フリガナ		生年月日	年 月
氏名	印		
住所			
電話番号			
続柄			

## 助成金振込先金融機関

金融機関名		店名	
口座種別			
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

## 注意事項

助成金支給については、各自で各教習機関へ全額支払っていただいた後、領収書の写しを提出していただきます。

その後、教習修了の確認(免許証又は修了証の写し)ができた方に、上記振込口座に助成金を振込いたします。

※ ただし、入隊金等の未納がある方につきましては、全納確認後に支給致します。